

国際連携学科等の設置の認可申請等 に係る提出書類の作成の手引

令和4・5年度認可申請、届出用 (改正前大学設置基準)

本手引は、令和5年3月申請、8月申請及び令和6年度の届出設置に係る認可申請書類等を対象とした手引です。

※令和4年10月1日施行の大学設置基準等の経過措置規定により改正前の大学設置基準等に基づき、認可申請又は届出を行う場合に参照。

国際連携学科又は国際連携専攻（以下「国際連携学科等」という。）の設置の認可申請書の作成に関して、本作成の手引に特に記載の無いものについては、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用（改正前大学設置基準）」（以下「令和6年度開設用手引（改正前設置基準）」という。）の学部、学部の学科、研究科又は研究科の専攻の例を参考に作成してください。

令和5年3月

文部科学省高等教育局

大 学 設 置 室

【本手引公表後の修正箇所について】

○令和5年3月23日 修正

V 事前相談書類作成要領

P20 「1 事項」における記載を、事前相談の区分によらず令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を参照するよう改めた。

P21 「2 様式及び提出方法」における記載を以下のとおり改めた。

- ・「教員審査の省略」の相談のうち、大学統合や学部等移管の場合の提出資料の扱いを追記。

P22～23 「4 受付期間」における【注意点】に以下の案内を追記。

- ・事前相談時から内容に変更が生じる場合の扱いについて追記。

目 次

I	一般的注意事項 <令和6年度開設用手引を確認してください>……………	1
II	大学設置室への問合せ、Web相談の予約について <令和6年度開設用手引を確認してください>……	1
III	認可申請の受付期間、提出先及び提出方法……………	1
	1 受付期間……………	1
	2 提出先……………	2
	3 提出方法……………	2
	4 共同国際連携教育課程の設置に係る申請又は届出……………	2
	5 「運営委員会による事前相談」の資料……………	2
IV	国際連携学科等の設置認可申請に係る提出書類の作成・記入要領……………	4
	1 各手続の提出書類……………	4
	2 共通留意事項……………	5
	3 電子ファイル……………	5
	4 認可申請書（別記様式第1号の1）……………	5
	5 基本計画書（別記様式第2号（その1の1））……………	7
	6 「設置前後の学位」「基礎となる学部の改編状況」について……………	9
	7 教育課程等の概要について……………	9
	8 授業科目の概要について……………	10
	9 校地・校舎等の図面……………	11
	10 2以上の校地において教育研究を行う場合……………	11
	11 学則……………	11
	12 教授会規程（研究科委員会等の規程）……………	11
	13 当該申請についての意思の決定を証する書類……………	11
	14 連携外国大学の概要……………	13
	15 設置の趣旨等を記載した書類……………	13
	16 学生の確保の見通し等を記載した書類……………	17
	17 教員名簿〔学長の氏名等〕……………	17
	18 個人調書〔学長〕……………	17
	19 教員名簿〔教員の氏名等〕……………	17
	20 専任教員の年齢構成・学位保有状況……………	18
	21 個人調書〔教員〕……………	18
	22 「協定書を説明する資料等」の写し……………	19
	23 認証評価等証明書類……………	19

24	審査対象教員一覧、専任教員一覧	20
V	事前相談書類作成要領	20
1	事項	20
2	様式及び提出方法	20
3	提出データについて	21
4	受付期間	22
5	「認可又は届出」の事前相談に係る書類作成方法	23
6	「教員審査の省略」又は「名称変更」の事前相談に係る書類作成方法	26
VI	補正申請書の作成要領 <令和6年開度設用手引を確認してください>	26
VII	設置計画履行状況等調査について	26
別紙1	大学設置分科会における一般的な審査スケジュール	27
別紙2	国際連携学科等の認可申請書類記入要領	28
別紙3	国際連携学科等の設置手続等に関してよくある質問	42

I 一般的注意事項（必ずお読みください）

※本手引は、国際連携学科等の設置認可を申請又は設置を届出するに当たり特に留意すべき事項を掲載したものです。全ての事項が網羅されているわけではないので、申請者等においては、設置計画の構想に際しては申請区分に対応した各設置基準を踏まえたものとともに、令和6年度開設用手引（改正前設置基準）も参照し、必要書類や記載事項を網羅的に確認した上で作成してください。

【書類作成の手引】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1422217_00003.htm

また、国際連携学科等の制度の理解に当たり、文部科学省HPの以下URLで掲載されている「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（改定版）」も熟読の上、設置構想等について十分に検討を行ってください。

【我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（改定版）】

https://www.mext.go.jp/content/20220325-mxt_koutou03-10001504_01.pdf

II 大学設置室への問合せ、Web相談の予約について

※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

III 認可申請の受付期間、提出先及び提出方法等

1 受付期間

開設時期	受付期間
令和4・5年度認可申請（令和5・6年度開設）	令和5年3月17日（金） 令和5年8月17日（木）
令和5年度届出（令和6年度開設）	以下URLのとおり https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368694.htm ※届出に当たっては、学位の種類及び分野の変更を伴うかの判断が必要になるため、事前相談を受審の上、届出するようになしてください

2 提出先

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学設置室

3 提出方法

事前にメールにて御予約の上、文部科学省が指定する方法で申請書を提出してください。郵送及び来省での提出は受け付けておりません。予約方法は令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

4 共同国際連携教育課程の設置に係る申請又は届出

共同国際連携教育課程の設置に当たって、授与する学位の種類や分野に変更がある場合は、国際連携学科等の設置と同様に「設置認可」が必要です。以下の区分に従って申請又は届出を行ってください。

(1) 共同国際連携教育課程の構成国内大学全てが設置認可を要する場合

「学部、大学院等の設置認可申請」として、上記1の認可申請の期間内に構成国内大学ごとに申請書類を提出してください。なお、認可申請書の日付は共同学科等の構成する全ての申請者で同じ日付としてください。

(2) 共同国際連携教育課程の構成国内大学全てにおいて届出による設置が可能な場合

構成国内大学ごとに事前相談を経た上で、上記1の届出の受付期間内に構成国内大学ごとに設置届出を行ってください。なお、設置届出書の日付は共同国際連携教育課程を構成する全ての届出者で同じ日付としてください。

(3) 共同国際連携教育課程の構成する構成国内大学の中で、設置認可及び届出の手続が混在する場合

設置認可を要する構成国内大学は、上記1の認可申請の期間内に申請書類を提出してください。届出による設置が可能な構成国内大学は、設置認可を要する構成国内大学の設置計画が認可された後に届出を行ってください。なお、具体的な届出時期についてはあらかじめ大学設置室に御相談ください。

5 「運営委員会による事前相談」の資料

(1) 受付期間

受付期間内に提出してください。提出に当たって、事前の予約は不要です。受付期間（年5回程度）は以下の文部科学省HPに掲載しています。受付期間の概ね2ヵ月後に、事前相談結果を電子メールにてお知らせします。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm

(トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 運営委員会への事前相談の手続について)

(2) 提出先、提出方法

電子メールで提出してください。宛先は以下のとおりです。

・大学教育・入試課大学設置室 (d-secchi@mext.go.jp)

※ただし、短期大学の名称変更に係る事前相談については、下記担当宛てに提出してください。

・大学教育・入試課短期大学係 (daigakuc@mext.go.jp)

なお、提出する際は、以下の点に留意してください。

- ・電子メールの件名は「【提出】〇〇大学（事前相談（〇月））」としてください。
- ・『事前相談登録票』は Excel 形式のファイル、申請書類は PDF 形式のファイルにてそれぞれ添付してください。
- ・上記の他、提出に当たっては、本手引の「事前相談書類作成要領」を御確認ください。
- ・提出のあった事前相談資料については、各受付期間終了後より1週間以内に、受信確認のメールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、提出されたメールが届いていない可能性があるため、送付先部署へ問い合わせさせていただきますようお願いいたします。（40MBを超える場合、当省においてメールの受信及び受信確認ができませんのでご注意ください。データの容量が大きくメールで送付できない場合は、提出先部署へ連絡ください。）

IV 国際連携学科等の設置認可申請・届出に係る提出書類の作成・記入要領

1 各手続の提出書類、必要部数

番号	書類名	要否	
		認可申請	届出
1	認可申請書（別記様式第1号の1）	○	○
2	基本計画書（別記様式第2号（その1の1））※共同国際連携教育課程の場合は別記様式第2号（その1の2）	○	○
3	設置前後の学位	-	○
4	基礎となる学部等の改編状況	-	○
5	教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の3））	○	○
6	国際連携学科等と同一分野の学位を授与する学科等の教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））	○	○
7	授業科目の概要（別記様式第2号（その3の3））	○	○
8	シラバス（授業計画）	△	-
9	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第2号・別添3）	△	△
10	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第2号・別添4）	△	△
11	校地校舎等の図面	○	○
12	学則	○	○
13	教授会規程	○	○
14	当該申請についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む）	○	○
15	連携外国大学の概要	○	○
16	設置の趣旨等を記載した書類	○	○
17	学生の確保の見通し等を記載した書類	○	○
18	教育委員会等との調整内容を確認する書類	△	△
19	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））	○	○
20	個人調書（学長）	○	-
21	教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第3号（その2の1））	○	○
22	専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3の1））	○	○
23	個人調書（教員）	○	-
24	実務家教員一覧（別記様式第3号・別添）	△	△
25	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	△	△
26	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	△	△
27	認証評価等証明書類	○	○
28	認証評価団体が適正な評価機関である旨の当該国政府機関等からの証明	△	△
電子ファイル1部			
□別途提出を要する書類			
29	収容定員の充足状況	○	-
30	審査対象教員一覧、専任教員一覧	○	-
電子ファイル 1部			

※・申請書類はこの表の番号の順番にとじること。

・「○」＝提出が必要、「△」＝条件により一部又は全部の提出が必要

・1～30の書類以外に、関連する補足資料を添付することも可能。

2 共通留意事項

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

3 電子ファイル

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

4 認可申請書・届出書（別記様式第1号の1、別記様式1号の2）

認可申請の内容により以下の作成例にしたがって作成してください。

<作成例①>（認可申請の場合）

別記様式第1号の1

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<u>〇〇大学〇〇学部設置認可申請書</u>	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	申請者の職名及び氏名
<p>このたび、<u>〇〇大学〇〇学部を設置</u>したいので、<u>学校教育法第4条第1項</u>の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。</p>	

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」、学校教育法第4条第1項の部分については、申請の内容に応じ、適切に表記を変更してください（令和6年度開設用手引（改正前設置基準）参照）。なお、アンダーラインは説明のために付しているものですので、申請の際は不要です。

<作成例②>（届出の場合）

別記様式第1号の2

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<u>〇〇大学〇〇学部設置届出書</u>	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	届出者の職名及び氏名
<p>このたび、<u>〇〇大学〇〇学部を設置</u>することについて、<u>学校教育法第4条第2項</u>の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。</p>	

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」、「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更してください（令和6年度開設用手引（改正前設置基準）参照）。なお、アンダーラインは説明のために付しているものですので、届出の際は不要です。

認可申請書・届出書の記載内容

区分	認可申請書、届出書の表題		認可申請書、届出書の本文	
			関係法令	
			認可申請	届出
学部、短期大学の学科の設置（専門職学部・専門職学科を含む）	「〇〇大学〇〇学部（国際連携学科）設置」 「〇〇短期大学〇〇学科（国際連携学科）設置」	「〇〇大学〇〇学部（国際連携学科）を設置」 「〇〇短期大学〇〇学科（国際連携学科）を設置」	学校教育法第4条第1項	学校教育法第4条第2項
学部の学科の設置（専門職学科を含む）	「〇〇大学〇〇学部〇〇学科（国際連携学科）設置」	「〇〇大学〇〇学部〇〇学科（国際連携学科）を設置」	学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項	学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項第1号
研究科、研究科（専門職大学院）の設置	「研究科（国際連携専攻）設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（専門職大学院）（国際連携専攻）設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究科（国際連携専攻）を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科（専門職大学院）（国際連携専攻）を設置」	学校教育法第4条第1項	学校教育法第4条第2項
研究科の専攻、研究科の専攻（専門職大学院）の設置	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（専門職大学院）（国際連携専攻）設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（専門職大学院）（国際連携専攻）を設置」	学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項	学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項第1号
研究科の専攻に係る課程の変更	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）課程変更」	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）を課程変更」		

5 基本計画書（別記様式第2号（その1の1））

- (1) 本手引において指示がない限り、国際連携学科等を設置する我が国の大学（以下「申請大学」という）について記入してください。数字を記入する欄において該当する項目がない場合は、「－」を記入し、数字以外を記入する欄において該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入してください（空欄は記入もれと判断されますので、注意してください）。
- (2) 「計画の区分」の欄は、当該申請の内容に応じて、「学部の学科の設置（国際連携学科）」、「研究科の専攻の設置（国際連携専攻）」など、本書「4 認可申請書」の一覧表の区分欄を参照して適切に記入してください。
- (3) 「設置者」の欄の備考欄には、申請大学と連携して教育課程を編成・実施し、単一の学位を授与する外国の大学（以下「連携外国大学」という）を設置する国・法人等を記入してください。
- (4) 「大学の名称」の欄は、記入した大学名称の後には、（ ）書きで英訳名称も記入してください。大学院にかかる申請の場合は「〇〇大学大学院」と大学院名を記入してください（英訳名称も大学院の英訳名称を記入してください）。また、備考欄には、連携外国大学の英語名称及びその下に（ ）書きで連携外国大学が置かれる国で用いられている言語による名称を記入してください。
- (5) 「大学本部の位置」の欄は、住居表示に従い正確に記入してください（法人本部の位置ではありませんので注意してください）。また、備考欄には、連携外国大学の本部（大学の本部の考え方に準じてください）の位置（所在する国及び所在地）を記載してください。
- (6) 「大学の目的」の欄には、申請大学（又は大学院）がどのような役割や機能を果たすのかを記入してください。
- (7) 「新設学部等の目的」の欄は、国際連携学科等において、どのような人材を養成しようとするのかを記入してください。
- (8) 「新設学部等の概要」の欄について
 - ① 「新設学部等の名称」欄には、国際連携学科等を置く学部又は研究科及び国際連携学科等の名称を記載してください。なお、それぞれの名称の下に、（ ）書きで英訳名称を記入してください。
 - ② 「入学定員」「編入学定員」「収容定員」の欄には、国際連携学科等の入学定員等を記入し、その下に＜ ＞書きで、当該国際連携学科等を置く学部・研究科（短期大学の場合は短期大学全体）の入学定員等を記入してください。
 - ③ 「学位又は称号」の欄には、授与する学位の名称の下に、（ ）書きで当該学位の英語名称を記入してください。

- ④ 備考欄には、申請者が連携する連携外国大学の組織の名称及び所在地（国際連携学科等が編成する教育課程のうち連携外国大学の担当部分の教育課程が実施される場所、複数ある場合は全ての場所）を記入してください。
- (9) 同一設置者内における変更状況について
※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。
- (10) 「教育課程」の欄の「開設する授業科目の総数」の項について、国際連携学科等において開設する授業科目の数を授業の方法の区分ごとに記入してください（申請大学が開設する授業科目だけでなく、連携外国大学が開設する授業科目及び申請大学と連携外国大学が共同して開設する授業科目（以下「共同開設科目」という）も含めてください）。
- (11) 「教員組織の概要」の欄について
- ① 「学部等の名称」の項の「新設分」には国際連携学科等の名称を、「既設分」には同一大学内その他の学部の学科、短期大学の学科又は研究科の専攻ごとに記入してください。なお、国際連携学科の設置の認可申請の場合は、大学院の組織の記入は不要です。また、国際連携専攻の設置の認可申請の場合は、学部の組織の記入は不要です（ただし、大学の必要専任教員が把握できる資料を添付してください。例えば、本「教員組織の概要」の記載項目及び要領に準じて、学部及び大学院全体の状況が分かる資料を「設置の趣旨を記載した書類」の参考資料として添付することが考えられます）。
- ② 「専任教員等」の項の国際連携学科等の欄には、当該国際連携学科等に所属し授業科目を担当する専任教員及び助手の人数を記入してください。また、備考欄には、連携外国大学との調整等を行う専任教員の人数、職位及び所属組織を記入してください。
- ③ 「新設分」及び「既設分」の「計」の欄には、申請大学の専任教員及び助手について、「新設分」及び「既設分」それぞれの総数を記入し、「合計」には、申請大学全体の総数を記入してください。また「計」と「合計」のいずれも実数で記入してください。
- ④ 「兼任教員等」の欄には、申請大学の兼任教員等について記載してください（連携外国大学の教員数は含めないでください）。
- (12) 「教員以外の職員の概要」「校地等」「校舎」「教室等」「専任教員研究室」「図書・設備」「図書館」「体育館」「既設大学等の状況」及び「附属施設の概要」の欄は、申請大学の状況（「図書・設備」「専任教員研究室」は、国際連携学科等に係る申請大学の状況）を記載してください（連携外国大学の状況は含めないでください）。また、学科等の認可申請書で備考欄に記載することを求められている事項については、同様に記載してください（ただし、「大学全体」と記載するものについては「申請大学全体」と改めてください）。
- (13) 「経費の見積り及び維持方法の概要」欄には、国際連携学科等に係る申請大学の状況を記載し

てください（連携外国大学の状況は含めないでください）。なお、「学生一人当たり納付金」の欄は、申請大学に授業料等を納付する学生の納付金について記載してください。

(14) 「組織の移行表」は、申請者が設置する学校の状況のみ記載してください。

6 「設置前後の学位」「基礎となる学部等の改編状況」について

※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

7 教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の3））について

(1) この書類は、国際連携教育課程全体をまとめた書類と、申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類をそれぞれ作成してください。なお、申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類を作成する際、共同開設科目の振り分けについては、単位を修得したとみなす方の大学の書類に含めてください（したがって、共同開設科目は国際連携教育課程全体の書類と申請大学又は連携外国大学いずれか一方（連携外国大学が複数ある場合は、そのいずれか）の書類に記載されることとなります。なお、共同開設科目により修得した単位を申請大学又は連携外国大学のいずれの修得単位ともみなさない場合は、国際連携教育課程全体の書類のみに記載してください）。

(2) 「共同開設科目」の項には、該当する授業科目に「○」を記載してください。

(3) 「開設大学」の項には、当該授業科目を開設する大学名を記載してください。なお、「共同開設科目」の場合は、共同して開設する大学名を全て記載してください。

(4) 「単位数」の項に連携外国大学の授業科目の単位を記載する際は、申請大学の1単位に必要な学修時間に関する規定に基づき、換算した単位数を記載してください。

(5) 「教員等の配置」の項について

①申請大学について

授業科目ごとに当該授業科目を担当する専任教員及び助手の数（完成年度における状況）を、教授、准教授等職位ごとに実人数を記入してください。兼任又は兼任教員が担当する場合は、備考欄に担当する教員の人数を「兼○」として記入してください。

②連携外国大学について

授業科目ごとに当該授業科目を担当する連携外国大学の教員の数（完成年度における状況）を、教授、准教授等に相当する職位ごとに実人数を記載してください。なお、連携外国大学の教員がどの職位に相当するかについては、我が国や連携外国大学が置かれる国における一般的な理解を踏まえつつ、申請大学において判断し、記載してください。

(6) 「卒業要件及び履修方法」の項には、国際連携学科等の卒業（修了）要件及び履修方法を記載

してください。

- (7) 「開設大学等」及び「開設単位数（必修）」の項には、申請大学及び連携外国大学の名称を記載し、それに対応する開設単位数を記載し、（ ）書きで必修単位数を記載してください。なお、共同開設科目の「開設単位数（必修）」は「共同開設科目」の欄に記載してください。
- (8) 国際連携学科等が授与する学位の分野（例：理学関係、文学関係など）と同じ学位の分野の学位を授与する他の学科等の教育課程等の概要を添付してください（当該国際連携学科等が置かれる申請大学の学部等に置かれる学科等のみで結構です）。
- (9) 1学期の授業期間や1時限の授業時間が、申請大学と連携外国大学で異なる場合、国際連携教育課程全体をまとめた書類の「1学期の授業期間」及び「1時限の授業期間」の記載は、これらの欄を2分し、それぞれの大学の状況を記載してください。申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類の記載は、それぞれの大学の状況のみ記載してください。

8 授業科目の概要について

- (1) この書類は、国際連携教育課程全体をまとめた書類と、申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類をそれぞれ作成してください。なお、共同開設科目の振り分けについては、単位を修得したとみなす方の大学の書類に含めてください（7「教育課程等の概要」と同様に整理してください）。
- (2) 「開設大学」の項には、当該授業科目を開設する大学名を記載してください。なお、「共同開設科目」の場合は、共同して開設する大学名を全て記載するとともに、備考欄に「共同開設科目」と記入してください。
- (3) 「シラバス（授業計画）」について
- ①国際連携学科の認可申請の場合
- 別記様式第2号（その2の3）に記載された申請大学（各連携外国大学を含む）の授業科目（共同開設科目を含む）のうち、各専任教員が担当する全ての授業科目について、大学設置基準第25条の2に規定する各授業科目のシラバス（授業計画）を添付してください。
- ②国際連携専攻の認可申請の場合
- 別記様式第2号（その2の3）に記載された申請大学（各連携外国大学を含む）の全ての授業科目について、大学院設置基準第14条の2又は専門職大学院設置基準第10条に規定する各授業科目のシラバス（授業計画）を添付してください。
- ③その他
- シラバス（授業計画）を日本語以外の言語で作成する場合は、参考として和訳のシラバスも添付してください。

9 校地・校舎等の図面

申請大学の校地・校舎等の図面は、学科等の設置の認可申請に準じて作成し、それに加えて、連携外国大学の使用部分の校地・校舎等の図面（図面が無い場合は、使用する部分を撮影した写真でも可）を添付してください。

10 2以上の校地において教育研究を行う場合

国際連携教育課程のうち申請大学が担当する部分の教育課程が2以上の校地で行われる場合（サテライトキャンパスなど申請に係る学部等又は研究科等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む）に、当該申請大学の状況について、学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

11 学則

次の3点を添付してください。

- (1) 申請大学の学則案全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

12 教授会規程（研究科委員会等の規程）

申請大学の教授会規程案（研究科委員会等の規程案）を添付してください。

13 当該申請についての意思の決定を証する書類

- (1) 当該申請に係る最終的な意思決定を証する書類について
 - ・ 当該申請に係る申請大学の最終的な意思決定を証する書類（理事会等の議事録又は決議録等）添付してください。
- (2) 「協定書を説明する資料」について
 - ・ 以下に示す【協定書を説明する資料】の例により、連携外国大学と締結する協定書の内容を説明する資料（以下「協定書を説明する資料」という）を作成してください。協定書を説明する資料に参考資料を添付する場合は、ページ番号は参考資料ごとに振りなおさず、通し番号としてください。
 - ・ 説明内容は、「協定書を説明する資料（様式）」において示した各項目について概要を説明してください。なお、各項目のうち、申請大学又は連携外国大学それぞれにおいて決定・実施する項目については、「申請大学」及び「連携外国大学」それぞれの欄に概要を記載してください。一方、共同で実施する項目については、「共同」の欄にその概要を記載してください。
 - ・ 「協定書該当箇所」の欄については、協定書（及びその細則があれば当該細則）の条項を記載

し、具体的な実施内容が説明されている資料を添付してください。（「設置の趣旨等を記載した書類」に既に記載済みの場合は、「設置の趣旨〇頁「教育課程の編成の考え方及び特色」参照」など）と記載してください。

- ・ 連携外国大学との協定書は写し及びその和訳を添付してください。また、協定書の様式は任意です。
- ・ 必要に応じて、協定書の細則等の写し及びその和訳を添付することも可能です。特に、協定書に規定されている内容が漠然としている場合などは、審査ができない可能性がありますので、積極的に協定書の細則や具体の運用方針が分かる資料を添付してください。
- ・ 協定書及び協定書の細則等（以下「協定書等」という。）については、必ずしも申請時までには締結されていることまでは求めませんが、その場合であっても、内容は確定されている状態にしてください。

【協定書を説明する資料】

目次
1 協定書の概要（様式参照）
2 協定書の写し（又は案）
3 協定書の和訳（又は案の和訳）
4（以下、申請大学が必要と考える資料を添付）

(3) 協定書等に記載すべき事項について

- ・ 協定書等に記載すべき事項は、以下のとおりです。また、それぞれの具体的内容は【協定書等の記載事項の具体例】を参考にしてください。

【協定書等の記載事項】

①教育課程の編成に関する事項
②教育組織の編制に関する事項
③入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
④学生の在籍の管理及び安全に関する事項
⑤学生の奨学及び厚生補導に関する事項
⑥教育研究活動等の状況の評価に関する事項

【協定書等の記載事項の具体例】

①教育課程の編成に関する事項
・ 養成すべき人材像
・ 教育課程の編成
・ 教育研究の内容・方法、研究指導の方法
・ 共同開設科目（教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等）
②教育組織の編制に関する事項
・ 教職員の配置

- ・ 受入可能学生数
- ③ 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- ・ 入学者の募集及び選抜の方法
 - ・ 学位の審査（審査基準及び審査体制等）
 - ・ 学位授与（手続、使用言語及び学内規則の整備等）
- ④ 学生の在籍管理及び安全に関する事項
- ・ 学生の身分（学籍管理の取扱い）
 - ・ 国際連携教育課程の終了時の手続（在学中の学生に対する経過措置等）
 - ・ 学生納付金等の取扱い及び経費の配分
- ⑤ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ・ 学生に対する奨学の措置及び厚生補導
- ⑥ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・ 教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表
- ⑦ その他
- ・ 協定書内で使用する用語の定義
 - ・ 国際連携教育課程の実施に係る責任の所在
 - ・ 知的財産権の扱い
 - ・ 定期的な協議の場の設置

14 連携外国大学の概要

連携外国大学（特に連携する研究科等）の概要（教育目的・組織の構成等）が分かるもの（パンフレット等）を添付してください（連携外国大学の概要は、特に、連携外国大学の組織並びに連携外国大学及び連携する学科等の組織の教育研究の目的（養成する人材像）、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー又はそれらに類似するものがどのようになっているのかが分かる資料を添付してください。パンフレット等を添付した場合は併せて和訳（連携外国大学の組織など連携外国大学の概要として特に求めている事項のみの和訳でも可）を添付してください）。

15 設置の趣旨等を記載した書類

- ※ 申請内容に応じて令和6年度開設用手引（改正前設置基準）の「16 設置の趣旨等を記載した書類の(1)から(6)」に準じて、必要な事項を記載してください。その際、以下の項目について特に記載するようにしてください。
- ※ 項目立ての方法及び各項目を説明する上で必要な図表等の資料については、通常の学科等と同じです。

① 設置の趣旨及び必要性

- ・ 連携外国大学と連携して教育課程を編成・実施する教育上の必要性について説明してください。その際、連携外国大学の教員、施設・設備など教育資源が、国際連携教育課程を実施するに当たって、十分に備わっていることを説明してください。
- ・ どのような人材を育成するのか、学生にどのような能力を修得させるのか等の教育研究上の目的を説明するとともに、当該教育研究上の目的を連携外国大学の教員とどのように共有していくのか説明してください。

② 学科・専攻の特色

- ・ 国際連携学科等の特色を説明してください。特に、国際連携教育課程を編成することにより、連携しようとする分野において、我が国の大学と連携外国大学の双方にどのようなメリットがあるのか説明してください。

③ 学部・学科等の名称及び学位の名称

- ・ 当該名称とする理由について、国際連携学科等の設置の趣旨、教育課程等を踏まえて説明するとともに、当該学科等の名称の国際的通用性について説明してください。
- ・ 学科等の名称については、連携外国大学との合意がなされていることが分かる資料を提出してください（協定書に学科等の名称が規定されている場合は、その旨説明するのみで構いません）。
- ・ 学位に付記する専攻分野の名称について、教育課程、研究分野等を踏まえつつ、その名称とする理由を説明するとともに、学位の名称の国際的通用性について説明してください。
- ・ 学位に付記する専攻分野の名称については、連携外国大学との合意がなされていることが分かる資料を提出してください（協定書に学位の名称が規定されている場合は、その旨説明するのみで構いません）。
- ・ このほか、学位の国際通用性を担保するための取組（ディプロマ・サプリメントの発行など）を行っている場合は、当該取組についても記載してください。
- ・ 連携外国大学が、国際連携教育課程制度に基づき授与する学位と同等の学位の授与実績があることを説明してください。
- ・ 学位記の様式を参考資料として添付してください。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

- ・ 国際連携教育課程制度の趣旨を踏まえ、連携外国大学が開設する授業科目を取り入れつつ編成された教育課程が体系的なものとなっているか説明してください。
- ・ 教育課程の一部を、学生が連携外国大学の置かれる国で学修することになることを踏まえ、教育課程の編成に際して、配慮していることを具体的に説明してください。
- ・ 共同開設科目を開設する場合、その必要性について説明するとともに、授業を実施するに際して、我が国の大学と連携外国大学の教育資源をどのように活用するのかについて説明してください。
- ・ 共同開設科目を設ける場合、教育内容・方法、使用教材、成績評価方法及び科目の実施に要する経費負担等について具体的に説明するとともに、我が国の大学と連携外国大学との役割分担について

て説明してください。

⑤ 教員組織の編制の考え方及び特色

- ・ 我が国の大学及び連携外国大学の教員組織の編制方針が、設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえたものとなっているか、その方針を踏まえて必要な教員を配置することとしているかについて説明してください。
- ・ 連携外国大学との調整等を行う専任教員について、自らの教育研究活動の遂行のほか、調整等を専念して行える体制となっていることを説明してください。
- ・ 国際連携学科等の長の選任方法について説明してください。

⑥ 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び卒業（修了）要件

- ・ 授業で使用する共通言語について、我が国の大学と連携外国大学単体で又は共同して提供する授業が、国際通用性のある言語によって提供されていることを説明してください。それぞれの言語で授業を提供する場合は、十分な学生支援体制が構築されていることを説明してください。
- ・ 国際連携専攻のそれぞれの学生について、全ての大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、我が国の大学と連携外国大学院との役割分担や責任の範囲について説明してください。
- ・ 連携外国大学において学修する学生に対し、我が国の大学の教員が指導を行うための工夫について説明してください。
- ・ 卒業（修了）要件の考え方等について説明してください。また、当該卒業（修了）要件が我が国の大学及び連携外国大学の要件を満たしていることを説明してください。また、当該要件が我が国の大学及び連携外国大学において一般に求めている要件と同等であることについても説明してください。なお、参考として、連携外国大学の置かれる国の法令上の卒業（修了）要件についても説明してください。
- ・ 連携外国大学が開設する科目及び共同開設科目に関して、1単位修得するのに必要な学修時間（単位の換算方法）を説明してください（我が国の法令上の要件を満たしている必要があります）。
- ・ 学修の成果又は学位論文等に係る評価（成績評価）に係る基本的な方針（透明性、客観性を確保する取組等）について説明してください。さらに、我が国の大学と連携外国大学間で成績評価の基準や実施方法等に関する方針をどのように共有するのか説明してください。
- ・ 国際連携専攻の学位論文審査については、学位論文審査体制、学位論文の公表方法等について我が国の大学と連携外国大学が連携して行う体制が取られていることを具体的に説明してください。また、審査の厳格性及び透明性を担保する取組についても具体的に記載してください。
- ・ 審査員となる我が国の大学と連携外国大学の教員の専門性に関して同等性が確保されていることを説明してください。その際、連携外国大学の学位審査を担当する教員組織の保有する学位の状況及び授与する学位に係る研究指導及び授与の実績について説明してください。

⑦ 施設、設備等の整備計画

- ・ 国際連携学科等の施設・設備については、教育研究にふさわしい環境をどのように考え、その考え方に基づき、どのように整備するかについて説明してください。

⑧ 入学者選抜の概要

- ・ 国際連携学科等の出願資格が我が国と連携外国大学の置かれる国の大学等の入学資格（又は連携外国大学の出願要件）を満たしていることを説明してください。
- ・ アドミッション・ポリシーを踏まえた選抜方法、選抜体制、選抜基準等について記載する際に、我が国の大学と連携外国大学それぞれから参加する学生数についても明示し、そのバランスについて、国際連携学科等の趣旨に照らして支障がないことを説明してください。
- ・ 通常の学科等から国際連携学科等への転学科等を認める場合は、その基準や手続等について説明してください。
- ・ 入学者選抜の実施に際して、連携外国大学とどのように連携して実施するのか説明してください。また、国際連携学科等の趣旨を踏まえ、入学者選抜の実施に当たって工夫している点があれば説明してください。
- ・ 入学を希望する者に対して提供する国際連携学科等に関する教育内容や方法などの情報について、具体的な周知方法・内容について説明してください。

⑨ 管理運営

- ・ 国際連携学科等の管理・運営体制について説明してください。
- ・ 国際連携学科等の事務体制について説明してください。その際、事務処理の効率化の観点からどのような工夫を行っているかについても併せて説明してください。

⑩ 自己点検・評価

- ・ 国際連携学科等に係る教育研究活動の状況に関する評価について、実施方法、実施体制及び公表方法について説明してください。その際、連携外国大学との役割分担についても説明してください。

⑪ 連携外国大学について

- ・ 連携外国大学が所在する国において、国際連携教育課程の実施が制度的に認められていることを説明してください。
- ・ 連携外国大学が当該大学の置かれる国の質保証制度に基づく評価等を受けていること、また直近の結果の概要について説明してください。

⑫ 協議及び協定について

- ・ 連携外国大学との協議について、協議体制、協議事項及び年間の協議日程等、国際連携教育課程を円滑に実施できるよう、必要な協議態勢が整えられていることを説明してください。
- ・ 仮に不測の事態が生じた場合の連携外国大学との連絡体制及び手続について説明してください。
- ・ 協定書の締結者について、学長、理事長をはじめとした国際連携学科又は国際連携専攻の運営に責任を有する者であることを説明してください。
- ・ 連携外国大学と締結する「協定」の内容について、規定事項例を参考に、各項目について「協定書を説明する資料」において、具体的に説明してください（詳細は、「13 当該申請についての意思の決定を証する書類」の「(2) 協定書を説明する資料について」を参照してください）。

⑬ 学生への経済的支援に関する取組

- ・ 国際連携学科等に在籍する学生（日本人学生及び外国人学生）に対する経済的支援について説明

してください。

⑭ 外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる場合の計画の策定

- ・ 外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、あらかじめ策定された計画やその他国際連携学科等の学生の学修の継続に必要な措置について、どのような内容となっているか具体的に説明してください。

16 学生の確保の見通し等を記載した書類

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

※その際、以下について特に説明してください。

- ・ 国際連携学科等の定員設定について、我が国や連携外国大学の所在する国における社会的ニーズや国際的動向等を踏まえて、どのような考え方に基づいて設定したのか説明してください。
- ・ 我が国の大学と連携外国大学それぞれから参加する学生数に偏りが生じることはないか、仮に偏りが生じた場合、国際連携学科等の設置の趣旨に照らして支障がないことを説明してください。

17 教員名簿〔学長の氏名等〕

この書類は、申請大学の学長の氏名等について記入してください。その他、就任年月等については学科等の認可申請に準じて作成してください。

18 個人調書〔学長〕

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

19 教員名簿〔教員の氏名等〕

(1) この書類は、当該申請に係る国際連携学科等の申請大学及び連携外国大学で授業を担当する全ての教員予定者（授業科目の授業を担当せずに研究指導のみを行う教員を含む）の氏名等について記入してください。その際、申請大学の教員と連携外国大学の教員は別葉で作成してください（複数の連携外国大学がある場合は連携外国大学ごとに作成してください）。

(2) 連携外国大学の教員については、申請時点で予定している教員について記載してください（完成年度前に教員が交代する場合があるとしても、その内容をこの書類に反映する必要はありません。ただし、予定している授業科目が開講されることの担保は必要であるため、その場合は、「15 設置の趣旨等を記載した書類」の「⑤ 教員組織の編制の考え方及び特色」などにおいて、支障がないことを説明してください）。また、「年齢」「月額基本給（千円）」「担当単位数」「年間開講数」「申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数」は記入不要です。

(3) 国際連携学科等の名称の右側に、当該名簿に記載される教員の所属大学名を（ ）書きで記入

してください。(例：国際連携●●学科 (University of . . .))

- (4) 「調書番号」欄は、教員1人につき通し番号を割り当ててください。申請大学、連携外国大学ごとに番号を振りなおしてください。
- (5) 「専任等区分」欄について
- ①申請大学の教員について
- 連携外国大学との調整を担当する教員はそれぞれの区分の表記の下に「(調)」と記入してください。それ以外の教員については、これまでと同様の整理で「専」、「兼担」又は「兼任」等としてください。
- ②連携外国大学の教員について
- 「外国」としてください。また申請大学との調整を担当する教員は「外国」の表記の下に「(調)」と記入してください。
- (6) 「職位」「氏名」の欄の連携外国大学の教員の記載について、教授、准教授、講師又は助教に相当する教員を、それぞれ「教授相当」「准教授相当」「講師相当」「助教相当」と記入し、その下に英語表記による職位の名称を記入してください。なお、当該連携外国大学の母国語が英語でない場合は、()書きで母国語表記による職位名を記入してください。また、「氏名」欄の就任予定年月は記入不要です(申請大学の教員は記入する必要があります。)
- (7) 「現職(就任年月)」の欄の連携外国大学の教員の記載について、申請時点において、従事している主たる職のみを記入してください(申請時点以降に従事することが予定されている主たる職については記入不要です)。また、当該職に就任した年月は記入不要です。
- (8) 「保有学位等」については、原則として日本語又は英語で記入し、他言語を使用する場合は仮訳を添付してください。

20 専任教員の年齢構成・学位保有状況

この書類は、完成年度の3月31日時点の申請大学の専任教員の状況について、国際連携学科等ごとに作成してください。記載方法及び定年年齢を延長する教員がいる場合の別添資料等については、学科等の認可申請書に準じて作成してください。

21 個人調書〔教員〕

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。ただし、連携外国大学の教員については、作成不要です。

22 「協定書を説明する資料等」の写し

国際連携学科等を設置しようとする全ての申請者について、「協定書を説明する資料等」の写しの電子ファイルを提出してください。

- ・ 「協定書を説明する資料等」の写しには、協定書該当箇所の参考資料の欄に記載している参考資料も含めて提出してください（協定書等の具体的説明が、「協定書を説明する資料」とは別の書類で説明しているものを参照している場合（「設置の趣旨を記載した書類●ページ参照）など）は、「協定書を説明する資料等」の写しに、参照元の書類も添付してください（抜粋も可。その場合は、抜粋した資料とページ数が判別できる工夫をしてください）。
- ・ 「写」の表記や原本証明は不要です。

23 認証評価等証明書類

国際連携学科等を設置しようとする全ての連携外国大学について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国政府若しくは当該国制度に基づく認証評価機関による評価を受けたものであることを証明する書類（以下、「認証評価証明書類」という。）（様式任意）を提出してください。また、外国政府の証明書類ではなく、認証評価機関の評価を受けたものであることを証明する書類を提出する場合、ガイドラインにおいて参考資料として添付されている主要国の認証評価実施主体の一覧に記載がない認証評価機関については、当該機関が当該国の認証評価制度に基づく適正な評価団体である旨の証明を、在京当該国大使館等の当該国政府機関から取得し、当該証明書類も併せて提出してください。想定される提出パターンは以下の通りですが、不明な点がある場合は大学設置室まで御相談ください。

（例1：当該国に認証評価制度が存在し、連携外国大学の評価を行った評価団体がガイドラインに記載のある団体の場合）

→以下書類を提出

- ・ 当該評価団体の認証評価証明書類（以下に記載する必要な情報が記載されているもの）

（例2：当該国に認証評価制度が存在し、連携外国大学の評価を行った評価団体がガイドラインに記載の無い団体の場合）

→以下書類を提出

- ・ 当該評価団体の認証評価証明書類（以下に記載する「必要な情報」が記載されているもの）
- ・ 当該評価団体が当該国の制度に基づく適正な評価機関である旨の、当該国政府機関等からの証明書

（例3：当該国に認証評価制度が存在しない場合）

→以下書類を提出

- ・ 連携外国大学が当該国の制度に基づく適正な教育機関である旨の当該国政府機関等からの証明書

なお、いずれの書類も、日本語以外の言語で作成されている場合は、参考として和訳も添付してください。また、認証評価証明書類についての「必要な情報」については、以下の情報が記載されているものを提出してください。証明書類本体に記載がない場合は、それぞれの事項がわかるものを併せて提出

してください。

※「必要な情報」

- ・連携外国大学の名称、住所
- ・連携外国大学の認証評価日
- ・連携外国大学の評価結果
- ・連携外国大学の評価有効期間

24 審査対象教員一覧、専任教員一覧

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。ただし、審査対象教員一覧は、連携外国大学の教員については作成不要です。

V 事前相談書類作成要領

大学等の設置等を行う場合は、認可申請や届出を行う前に、以下の事項に該当するか否かを大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会（以下「運営委員会」という）に相談することができます（事前相談）。事前相談を希望する場合、以下の要領に従って書類を作成・提出してください。

※令和4年10月1日の改正大学設置基準の施行以前に改正前大学設置基準に基づいて事前相談を受けた案件については、改正後の大学設置基準に基づいて届出等を行う場合においても事前相談の結果は引き続き有効なものとして取り扱います。

1 事項

※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

2 様式及び提出方法

事前相談を行う事項に応じて、以下の書類を作成し、電子ファイル（PDF データ）を電子メールにて提出してください。具体的な作成方法は「5 「認可又は届出」の事前相談に係る書類作成方法」を御確認願います。

(1) 「認可又は届出」、「教員審査の省略」

- ① 設置計画の概要
- ② 基礎となる学部等の改編状況
- ③ 教育課程等の概要

※国際連携教育課程全体をまとめた書類と、申請大学及び各連携大学別にまとめた書類をそれぞれ作成してください。

- ④ 教育課程等の概要（既設学部等）

※新設する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している

既設の学部等

- ⑤ 授業科目の概要
- ⑥ 教員名簿
- ⑦ 組織の移行表
- ⑧ ③において国際連携教育課程全体をまとめた書類で記載した「学位の分野」について、当該分野であると判断した理由

※PDF データは、①～⑧の順にまとめ、1つのファイルにしてください。

※案件が複数ある場合は、案件ごとに別の PDF ファイルで作成してください。

※直近の事前相談にて意見が付されている場合には、その意見への対応について記載した書類を参考資料（様式任意）として、提出してください。その際、意見への対応及びそれに伴う修正箇所が分かるように作成してください。

※「教員審査の省略」の相談のうち、大学統合や学部等移管の場合は、③～⑥の資料に代えて、設置の前後の学部等における教員組織及び教育課程に同等性があることを説明する資料（「同等性の説明資料（教員組織，教育課程の同等性）」）を提出することにより、事前相談を行うことができます。

(2) 「名称変更」

※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

(3) 上記(1) 及び(2) の提出にあたっては、PDF データとともに『事前相談登録票（エクセルデータ）』を提出してください。

※事前相談の結果は電子メールにより伝達しますので、担当者連絡先にはメールアドレスを必ず記載してください。

(4) 提出は電子メールで、以下宛先に送付してください。

大学教育・入試課大学設置室 (d-secchi@mext.go.jp)

※ただし、短期大学の名称変更に係る事前相談については、下記担当宛てに提出してください。

・大学教育・入試課短期大学係 (daigakuc@mext.go.jp)

※提出のあった事前相談については、各受付期間終了後より1週間以内に、受信確認のメールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、提出されたメールが届いていない可能性があるため、送付先部署へ問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

※添付ファイルが40MBを超える場合、当省においてメールの受信及び受信確認ができませんのでご注意ください。データの容量が大きくメールで送付できない場合は、提出先部署へ連絡ください。

3 提出データについて

上記の各書類のPDFデータを以下のとおりまとめて提出してください。

- ①「教員審査の省略」及び「認可又は届出」について

※前頁 2 (1) ①～⑦のデータを①～⑦の順で1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を以下のとおり設定してください。

相談事項等	ファイル名
教員審査省略：国際連携学科等	【教員審査省略】○○大学.pdf
学部の設置：国際連携学科	【認可又は届出】○○大学○○学部.pdf
学部の学科の設置：国際連携学科	【認可又は届出】○○大学○○学部○○学科.pdf
研究科の設置：国際連携専攻	【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科.pdf
研究科の専攻の設置：国際連携専攻	【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科○○専攻(M).pdf 【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科○○専攻(M)(D).pdf
研究科の専攻に係る課程の変更：国際連携専攻	【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科○○専攻(D).pdf

②「名称変更」について

※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

③共通の留意事項

※スキャンしたデータではなく、元のファイルを直接PDF化したものを送付してください。

※1大学で複数案件御提出の場合は、案件ごとにPDFデータを送付してください。

※PDFデータの容量が大きくメールで送付できない場合は、提出先部署へ連絡ください。

※上記データの提出に併せて、『事前相談登録票（エクセルデータ）』を添付してください。『事前相談登録票（エクセルデータ）』は事務的に使用しますので、必ず Excel ファイルのままお送りください。

4 受付期間

文部科学省 HP の「運営委員会への事前相談の手続について」ページに記載のとおりです。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 運営委員会への事前相談の手続について

【注意点】

- ・事前相談の結果「届出設置可」となった場合であっても、届出時又は認可申請時に提出された内容が事前相談時に提出された内容と異なる場合は、原則として事前相談の結果が無効となります。事前相談に諮る際には計画を十分に検討し、確定した内容で書類を作成するように御注意ください。また、事前相談の結果「教員審査の省略可」となった場合も、認可申請時に提出された内容が事前相談時に提出された内容と異なる場合や、設置認可審査の過程（審査意見への対応など）において事前相談時に提出された内容から変更が発生した場合も、原則として事前相談の結果が無効となり

的等を踏まえ、主な資格のみ記入してください。

⑤ 『新設学部等の概要』

- ア 『新設学部等の名称』の項には、当該申請に係る学部等の名称を記入してください。
- イ 『修業年限』、『入学定員』、『編入学定員』及び『収容定員』の項には、完成年度における状況を記入してください。なお、『編入学定員』の項は、編入学を行う年次ごとに記入してください。
- ウ 『学位又は称号』の項には、当該学科等において授与する学位の名称を記入してください。
- エ 『学位又は学科の分野』の項には、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。なお、構成分野が複数にまたがるが主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても主となる分野のみを記入してください。学位の分野を特定しない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。
- オ 『開設時期』の項には、新設学部等を開設する時期を記入してください。
- カ 『専任教員』の項には、完成年度において新設学部等に所属する専任教員の人数を、届出時又は申請時の所属学科等ごとに分類して記入してください。なお、他の大学や企業に所属している者を新たに採用する場合は「新規採用」として人数を記入してください。

⑥ 『既設学部等の概要』

- ア 『既設学部等の名称』の項には、
- (ア) 設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等
- (イ) 既設の学部から新設学部等の一部の専任教員が所属を移行する場合の当該既設学部等の名称
- を学科等ごとに全て記入してください。
- ※ 既設学部等と異なる種類の学位を授与する新設学部等（例えば、「〇〇学部」→「△△研究科」など）へ専任教員が移行する場合については、当該既設学部等の名称をこの欄に記入する必要はありません。
- イ 『修業年限』、『入学定員』、『編入学定員』、『収容定員』、『授与する学位等』及び『開設時期』の項については、上記⑤『新設学部等の概要』のイ～オを参考に、届出又は申請時の状況を記入してください。
- ウ 『専任教員』の項には、新設する学部等の完成年度における所属ごとの人数を記入してください（異動のない場合も含む）。兼任教員になる等、専任教員でなくなる場合の所属は「その他」、退職をしている場合は「退職」と記入してください。
- ⑦ 『備考欄』は、「基本計画書（様式第2号（その1の1）又は様式第2号（その1の2）」の「同一設置者内における変更状況」（令和6年度開設用手引（改正前設置基準）p.54参照）の記入方法に従って記入してください。

(2) 基礎となる学部等の改編状況

新設学部等の基礎となる既設学部等（上記(1)の⑥ア(ア)に該当する学部等）について、新設学部等の設置に至るまでの組織の改編状況を、設置認可された学部等まで遡って記載してください。

※ (イ)のみに該当する学科等については作成する必要はありません。

具体的な作成方法は、設置届出の際に作成する「基礎となる学部等の改編状況（様式第2号・別添2）」（令和6年度開設用手引（改正前設置基準）p.86参照）と同様です。なお、当該設置まで記入し、当該設置の「手続の区分」は「認可又は届出」としてください。

（3） 教育課程等の概要

以下の①～③の国際連携学科等における教育課程を、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）、研究科の専攻ごとに作成してください。

① 新設国際連携学科等

② 上記「(1)設置計画の概要」の⑥ア(ア)に該当する既設の学部等のうち、任意の1学科等。ただし、新設する学部等の学位の分野が複数ある場合は、全ての分野を網羅するよう複数の学科等を作成してください。

※例えば、新設する学科の学位の分野を「文学関係、教育学・保育学関係」とする場合、「文学関係」の既設学科と「教育学・保育学関係」の既設学科の両方について作成してください。ただし、両方の分野を含む単独の既設学科がある場合は、当該1学科のみの作成でも構いません。

※既設の学部等については、新設する学部等の届出（予定）時のものが望ましいですが、作成が困難な場合は事前相談資料提出時点のものでも構いません。

※事前相談書類提出時までに兼担・兼任教員の配置が決まっていない場合は、「備考欄」の兼担・兼任教員数の記載欄は、「兼●」と記入してください。

（4） 授業科目の概要

新設する国際連携学科等において開設する全ての授業科目（一般教養科目（全学共通、学部共通科目を含む）を含む）及び研究指導の内容について、国際連携学科等ごとに作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「授業科目の概要（様式第2号（その3の1）又は様式第2号（その3の2）」（令和6年度開設用手引（改正前設置基準）p.95参照）と同様です。

※事前相談書類提出時までに兼担・兼任教員が決まっていない場合は、兼担・兼任教員が担当するオムニバス方式の科目については、当該兼担・兼任教員の氏名に代わって、「兼担・兼任教員（担当者未定）」と記入してください。

（5） 教員名簿

新設する国際連携学科等において授業を担当する全ての教員予定者（授業科目を担当せず研究指導のみを行う教員を含む）の氏名等について、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）又は研究科の専攻ごとに作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「教員名簿〔教員の氏名等〕（様式第3号（その2の1）又は様式第3号（その2の2）」と同様です。ただし、「月額基本給」及び「申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数」の欄は記入不要です。

※事前相談書類提出時までに兼担・兼任教員が決まっていない場合は、兼担・兼任教員の「氏名」、「年齢」、「保有学位等」及び「現職」の欄も記入不要です。

(6) 組織の移行表

学部等の設置等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表を添付してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「基本計画書」に補足資料として添付する「組織の移行表」（令和6年度開設用手引（改正前設置基準）p.84 参照）と同様です。

※事前相談の対象となる新設学部等の「変更の事由」の欄は『学部の設置（認可又は届出）』などと記載してください。

6 「教員審査の省略」又は「名称変更」の事前相談に係る書類作成方法

※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

VI 補正申請書の作成要領

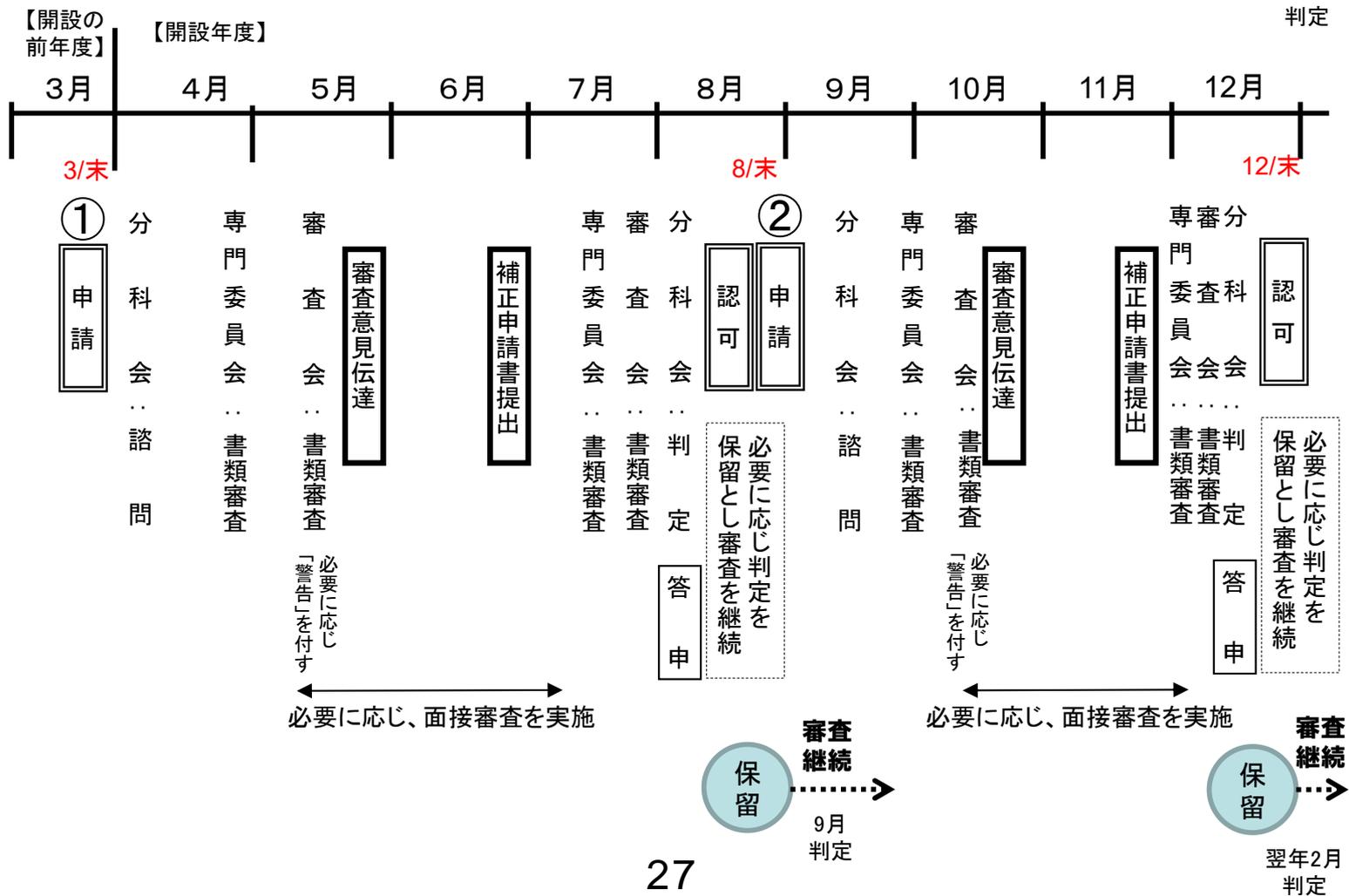
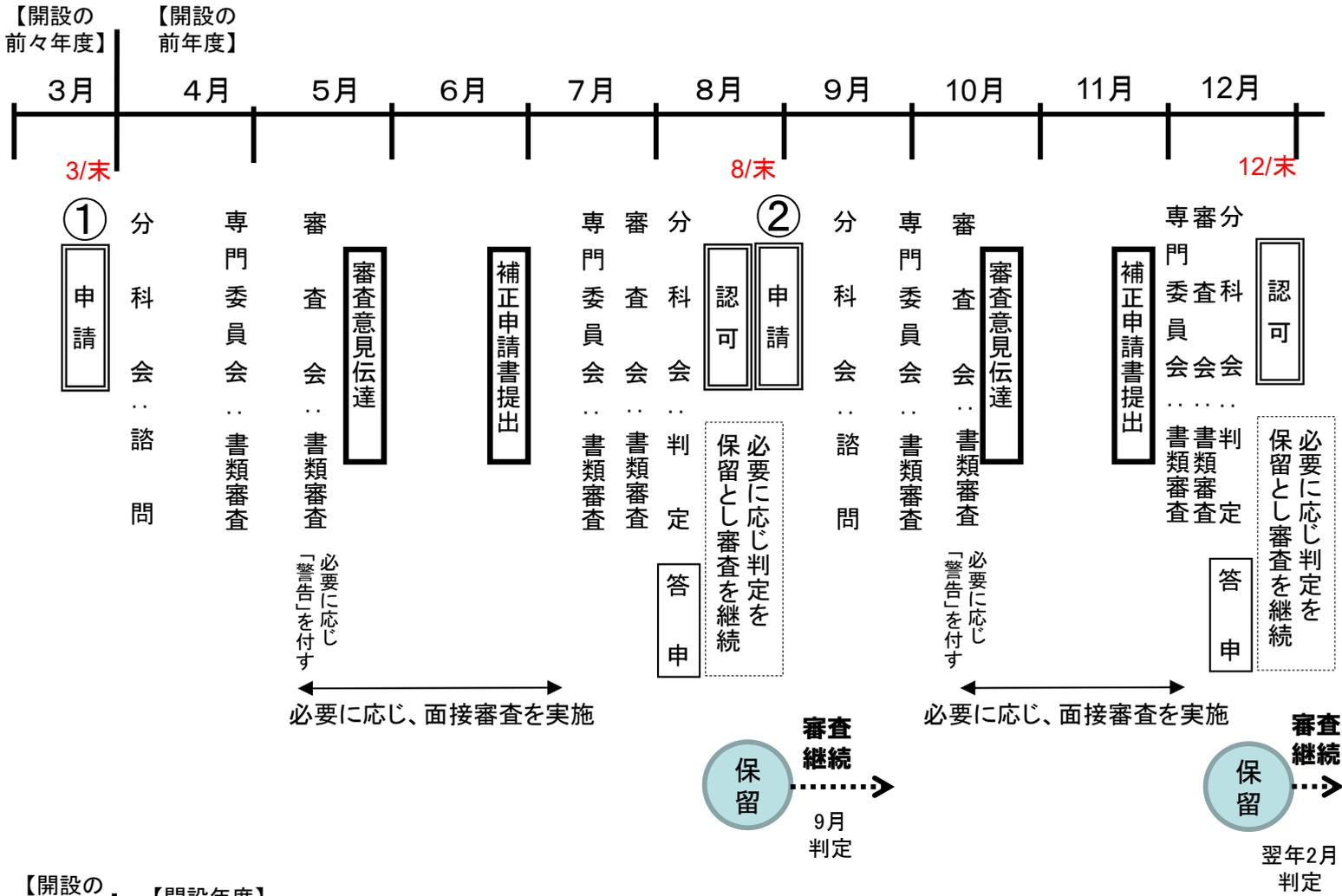
※令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を確認してください。

VII 設置計画履行状況等調査について

調査対象大学に対しては、3月末～4月初旬を目途に報告書作成依頼の文書を送付する予定です。大まかな流れ等については、令和6年度開設用手引（改正前設置基準）を参照してください。

審査スケジュール

— 国際連携学科等(大学設置分科会) —



国際連携学科等の認可申請書類記入要領

【作成例】

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	申請大学全体			
	事 務 職 員		25 (23)	10 (9)	35 (32)				
	技 術 職 員		2 (2)	0 (0)	2 (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)				
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	計		29 (27)	12 (11)	41 (38)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	申請大学全体 借用面積：15,000 m ² 借用期間：25年			
	校 舎 敷 地	135,000 m ²	0 m ²	0 m ²	135,000 m ²				
	運 動 場 用 地	15,000 m ²	0 m ²	0 m ²	15,000 m ²				
	小 計	150,000 m ²	0 m ²	0 m ²	150,000 m ²				
	そ の 他	10,000 m ²	0 m ²	0 m ²	10,000 m ²				
合 計	160,000 m ²	0 m ²	0 m ²	160,000 m ²					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	申請大学全体				
	105,000 m ² (105,000 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	105,000 m ² (105,000 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	申請大学全体			
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		申請大学全体での共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕			
		文学部 国際連携仏文学科		15 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	国際連携英文学科	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
	計	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
図 書 館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		申請大学全体			
	2,000 m ²	350		100,000					
体 育 館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
	2,500 m ²	トラック 1面							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等	—	400千円	500千円	500千円	500千円	—千円	—千円	
	共同研究費等	—	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—千円	—千円	
	図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	—千円	—千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	—千円	—千円	
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
学生納付金以外の維持方法の概要	1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	—千円	—千円			
		私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	霞が関大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	文学部 国文学科 英文学科	年	人	年次人	人		1.02 0.99 1.05	平成10年度 平成10年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

【作成例】

大 学 の 名 称	霞が関短期大学								所 在 地
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	
		年	人	年次 人	人		倍		
英文学科	2		40	-	80	短期大学士（英文学）	1.02	昭和62年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号
日本文学科	2		-	-	-	短期大学士（文学）	-	昭和62年度	
こども学科	2		80	-	160	短期大学士（こども学）	1.01	昭和62年度	
附属施設の概要	該当なし								

※平成31年度より学
生募集停止（日本文
学科）

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	フリガナ ◇田 ◇雄 <令和3年4月>	63	博士 (文学)	800	霞が関大学 文学部 教授 (昭63. 4)

教 員 の 氏 名 等												
（文学部 国際連携英文学科）（霞が関大学）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年 次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週あたり平均日数
1	専	教授 (学部長)	フリガナ 森 〇〇 <令和3年4月>	62	法学博士	600	〇〇〇〇論 ××××学 △△△△演習	1・2前 3 3後	4 6 2	2 3 1	霞ヶ関大学 法学部 教授 (昭60.4)	4日
2	専	教授 (学部長)	フリガナ 大山 〇〇 <令和3年4月>	60	法学博士	590	〇〇〇〇論 ××××学 □□□□学	1・2通 3通 3・4前	2 4 2	1 2 1	お台場大学 法学部 教授 (平3.4)	5日
3	専 (調)	教授	フリガナ 榎本 〇〇 <令和3年4月>	72 (高)	法学修士	590	〇〇〇〇論 ××××学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習	2通 1・2後 2・3前 2通	4 2 2 4	2 1 1 2	元 株式会社〇〇取締役 (平16.3まで)	5日
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
10	専	教授	フリガナ 芳川 〇〇 <令和3年4月>	58	経済修士	250	▼▼▼▼論 ◆◆◆◆のしくみ	1前 2前	2 2	1 1	株式会社◇◇代表取締役 (平2.5) 株 申請時点で従事し ている職を記入。申 請学部等開設後に 従事する常勤の職 がある場合2段書き にして、下段に記入	4日 申請学部等に従事する 週あたり平均日数を記 入。申請学部等以外に 常勤の職がある場合 は、2段書きにして、下 段にその勤務日数を記 入
11	専	准教授	フリガナ 大木 〇〇 <令和3年4月>	51	法学修士	500	□□□□学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習 ◇◇◇◇原論	2前 2後 3通 3後	2 2 4 2	1 1 2 1	お台場大学 法学部 准教授 (平5.4)	
	兼任	講師	フリガナ 大木 〇〇 <令和3年4月>	50	法学修士	200	□□□□学	1前	2	1		
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
15	専	准教授	フリガナ 河野 〇〇 <令和3年4月>	47	修士 (法学)	480	◆◆◆◆概論	2通	4	1	△△法律事務所 (平12.4)	5日
											△△法律事務所 (平12.4)	4日
16	専	准教授	フリガナ 井上 〇〇 <令和3年4月>	38	修士 (文学)	400	□□□□文化 ○●●●法Ⅰ(総論) ○●●●法Ⅱ(××) ○●●●法Ⅲ(◇◇)	1通 2前 3後 4前	2 2 2 2	2 1 1 1	日本橋大学 社会学部 講師 (平11.9)	4日
											特定非営利活動法人◎◎会 理事 (平20.4)	2日
17 ①	専	講師	フリガナ 西園寺 〇〇 <令和3年4月>	69	法学博士	450	△△△△論 ※ ××××学	1後 2後	0.3 2	1 1	東都学術総合研究所 主任研究員 (平13.4)	4日
17 ②	専	講師	フリガナ 蜂須賀 〇〇 <令和3年4月>	45	修士 (法律 学)	400	△△△△論 ※ ××××学	1後 2後	0.3 2	1 1	桜田大学 法学部 講師 (平22.4)	4日
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
19	専	講師	フリガナ 濱尾 〇 <令和3年4月>	42	Juridical Doctor (米国)	470	△△△△論 ※ ●○演習 ◇◆◆◆法	1後 2・3後 3前	0.6 2 2	1 1 1	丸之内学院 特任講師 (平10.4)	5日
20	専	助教	フリガナ 外山 〇〇 <令和3年4月>	35	博士 (法学)	400	●学概論 ※ ××××学【隔年】 ◇◆◆◆入門	1前 2後 3前・後	1 2 4	1 1 2	調布大学 法学部 助手 (平14.4)	5日
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
22	兼任	講師	フリガナ 尾崎(犬養) 〇〇 <令和3年4月>	39	修士※ (経済 学)	50	◇◇◇◇論 ●◎◎◎学	1後 3前	2 2	1 1	丸の内大学 経済学部 講師 (平15.4)	
23	兼任	講師	ポール ヘンダーソン Paul Henderson <令和3年4月>	45	Ph. D. in Economics (米国)	40	◆◆◆◆法 ×◎×◎総論	2前 3通	2 4	1 1	霞学園大学 法学部 講師 (平15.9)	

教 員 の 氏 名 の 等												
(文学部 国際連携英文学科) (モンカ大学)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 教	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	外国 (調)	教授相当 Professor	〇〇 〇〇	-	PhD	-	〇〇〇〇論 ××××学 △△△△演習	1・2前 3通 3後	-	-	Professor of 〇〇	-
2	外国	教授相当 Professor	▲▲ ▲▲	-	PhD	-	〇〇〇〇論 ××××学 □□□□学	1・2通 3通 3・4前	-	-	Professor of 〇〇	-
3	外国	教授相当 Professor	×× ××	-	PhD	-	〇〇〇〇論 ××××学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習	2通 1・2後 2・3前 2通	-	-	Professor of 〇〇	-
4	外国	教授相当 Professor	◇◇ ◇◇	-	PhD	-	□□□□学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習 ◇◇◇◇原論	2前 2後 3通 3後	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
5	外国	准教授相当 Associate Professor	■ ■ ■ ■	-	PhD	-	◆◆◆◆概論	2通	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
6	外国	准教授相当 Associate Professor	● ● ● ●	-	PhD	-	□□□文化 ○●●●法Ⅰ (総論) ○●●●法Ⅱ (××) ○●●●法Ⅲ (◇◇)	1通 2前 3後 4前	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
7	外国	准教授相当 Associate Professor	※※ ※※	-	PhD	-	△△△△論 ※ ××××学	1後 2後	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫

協定書を説明する資料(様式)

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所【条、頁等】
	申請大学が単独で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。	共同で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。	連携外国大学が単独で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。	参考資料
1. 教育課程の編成に関する事項				協定書以外で左記で説明した内容の根拠となる資料があれば、資料名を記述の上、当該資料を添付する。
○養成すべき人材像	—			
○教育課程の編成	●●●●●●			協定書第●条 別紙2◎◎に関する資料
○教育研究の内容・方法、研究指導の方法		●●●●●●		
○共同開設科目(教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等)				
2. 教育組織の編成に関する事項				
○教職員の配置			●●●●●●	
○受入可能学生数				
3. 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項				
○入学者の募集及び選抜の方法				
○学位の審査(審査基準及び審査体制等)				
○学位授与(手続き、使用言及び学内規則の整備等)				
4. 学生の在籍の管理及び安全に関する事項				
○学生の身分(学籍管理の取り扱い)				
○国際連携教育課程の終了時の手続き(在学中の学生に対する経過措置等)				
○学生納付金等の取扱い及び経費の配分				
5. 学生の奨学及び厚生補導に関する事項				
○学生に対する奨学の措置及び厚生補導				
6. 教育研究活動等の状況の評価に関する事項				
○教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表				
その他				
○協定書内で使用する用語の定義				
○国際連携教育課程の実施に係る責任の所在				
○知的財産権の扱い				
○定期的な協議の場の設置				
○その他国際連携教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針				

国際連携学科等の設置手続等に関してよくある質問

1. 国際連携学科等の設置の手続について

問1 国際連携学科等の申請時期はどうなっているのか。

答 申請時期は認可申請については以下のとおりです。入学者選抜に要する期間や認可後の連携外国大学との準備・調整に要する期間等を踏まえ、どの時期に申請するべきかについては申請者において適切にご判断ください。

- ・開設前々年度の 3月
- ・開設前年度の 8月
- ・開設前年度の 3月
- ・開設年度の 8月

なお、届出の場合は、開設前年度の4月から12月の間に手続を行う必要があります。事前相談へ諮る時期等も考慮し、申請者の判断で適切な時期に手続を行ってください。

問2 国際連携学科等のみで組織される学部等を設けることは可能か。

答 制度改正前にはできませんでしたが、令和4年8月1日施行の新基準の下では可能です。ただし、国際連携学科のみで構成される大学等は設置することはできません。

問3 国際連携学科等で授与する学位の種類と分野に変更がないが、届出で設置することは可能か。

答 制度改正前にはできませんでしたが、令和4年8月1日施行の新基準の下では可能です。ただし、国際連携学科等全体の教育課程と既設の他学科等で授与する学位の種類と分野に変更がないかを判断するには、専門的な知見を必要とするため、届出前に大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に事前相談を行っていただくよう、お願いします。

問4 現在連携している外国大学は1大学であるが、これを2大学にする予定である。この場合、教育課程の変更の手続を踏めばよいか。

答 外国大学が1大学増えることにより、国際連携学科等が編成する教育課程に大幅な変更が生じるため、現在設置されている国際連携学科等を廃止し、新たに設置する手続を踏む必要があります。

問5 母体となる学部があれば、医師や歯科医師を養成する国際連携学科を設置することは可能か。国際連携学科等を設置できない分野等はあるのか。

答 医師、歯科医師、薬剤師及び獣医師を養成する学科及び法科大学院については現段階では国際連携学科等を設置することはできません。また、通信教育による国際連携学科等の設置もできません。

問6 いわゆる連合大学院制度（大学院設置基準(文部省令第28号)第7条の2)の適用を受けている専攻を基礎に国際連携専攻を設置することは可能か。

答 可能です。なお、教育研究等の内容について連携外国大学と交わす協定書は、国際連携専攻の教育研究が連合大学院による形態で引き続き行われることを明確にするため、基幹大学と連合大学院の教育研究に協力する大学（以下、この間において「協力大学」という。）の連名で、連携外国大学と交わすことが望まれます。やむを得ず、基幹大学のみで連携外国大学と協定書を交わす場合であっても、国際連携専攻の教育研究に協力大学として参画することを担保する覚書等を基幹大学と協力大学間で交わしておく必要があります。

問7 連携外国大学が置かれる国に我が国の専門職学位制度がない場合でも、国際連携教育課程を編成することは可能か。

答 可能です。他国において、我が国と同様の専門職大学院制度が設けられているとは限らず、我が国の修士課程に相当する課程において教育研究が行われている場合も考えられるため、大学院の修士課程及び専門職学位課程については、同一の学位の種類に相当するものとして取り扱うこととしています。

問8 協定書は申請までに連携外国大学と締結する必要があるか。

答 協定書の内容について、審査の過程で大学設置・学校法人審議会から申請内容について修正を求められる場合があるため、申請段階では必ずしも締結する必要はありません。(協定書の案で構いません。)ただし、審議会から修正を求められなかった場合は、案のとおり締結するものとして扱いますので、協定内容については、連携外国大学と申請前に十分な調整をしてください。

2. 国際連携教育課程等について

(教育課程の編成)

問9 国際連携教育課程制度に「共同開設科目」があるが、これは国際連携教育課程を編成する場合、必ず設けないといけない科目であるのか。

答 必ずしも設ける必要はありません。

問10 「共同開設科目」の運営を連携外国大学に委ねてもよいか。

答 「共同開設科目」は、我が国の大学と連携外国大学が共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理等の質保証を行った上で、単位を授与するものであるため、一方の大学が共同開設科目の実施等を主として担うような運用は適当ではなく、「共同開設科目」とみなすことはできません。

問11 国際連携教育課程に履修上の区分として、主として我が国の大学に通う学生（以下「自国大学主

学生」という。)と主として連携外国大学に通う学生(以下「連携外国大学主学生」という。)とで、コースを別に設定しても構わないか。

答 構いません。

(入学者選抜等)

問 12 入学者選抜は連携外国大学と合同で行う必要があるか。

答 必ずしも合同で行う必要はありませんが、我が国の学生と連携外国大学が合意して受け入れるためにも合同で行うことが望ましいと考えます。

問 13 自国大学主学生と連携外国大学主学生とで異なる時期に入学を認めることは可能か。

答 可能です。なお、学生の入学及び卒業は学期の区分に従って行うこととなっているため、それぞれの学生の入学時期と学期の区分が整合するように留意してください。

問 14 国際連携専攻の入学資格は日本の学生であれば我が国の大学の要件、連携外国大学が置かれる国の学生であれば当該国の大学の要件を満たせば入学ができるのか。

答 どちらか一方だけの要件を満たすだけでは足りません。最低限、我が国と連携外国大学が置かれる国の双方の入学資格を満たす出願要件を定めることが必要です。

問 15 出願要件は我が国の大学と連携外国大学とで異なる内容を定めてもよいか。

答 自国大学主学生と連携外国大学主学生に対して同一の教育課程を実施することを考えれば、同一の出願要件を課すことが望ましいと考えます。やむを得ず異なる出願要件を課す場合は、そのように取り扱う特段の理由を申請書において説明をしてください。

(教育方法・研究指導)

問 16 自国大学主学生が、「多様なメディアを高度に利用した授業」(以下、本間において「メディア授業」という。)を実施することにより、連携外国大学の授業を履修させることは可能か。

答 可能です。ただし、連携外国大学が行うメディア授業(国際連携教育課程に係る授業科目を除く)により修得した単位数は、我が国の大学の国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得しなければならない単位(以下「修得単位要件の単位」という。)に含めることはできません。

なお、国際連携教育課程制度の趣旨に鑑みれば、一つの国に留まったまま学修を終えることは適当ではありませんので、我が国の大学が連携外国大学主学生に対してメディア授業を実施する場合は御留意ください(このため、連携する大学ごとに、上限の目安として例えば、学士課程においては31単位未満程度となるように当該教育課程を編成することが求められます。これに加えて、我が国の大学のメディア授業により修得した単位数と合わせて60単位を超えることはできません。)

問 17 研究指導教員は、我が国の大学と連携外国大学からそれぞれ研究指導教員を選出する必要があるのか。

答 必要です。それぞれの学生について、我が国の大学と連携外国大学の双方から研究指導教員を配置し、主担当・副担当を決めて適切な役割分担の下に、研究指導を行う必要があります。

(単位認定)

問 18 在籍する大学以外の教育施設等での学修や当該大学に入学する前の既修得単位は認定できるのか。

答 認定はできます。ただし、単位認定する入学前の既修得単位は、修得単位要件の単位の中には含めることができず、同様に、他の大学等における授業科目の履修や大学以外の教育施設等における学修により修得した単位についても含めることができませんので御留意ください。

問 19 連携外国大学の授業科目の履修により認定された単位はどのように換算すればよいか。

答 1単位に必要な学修時間（45時間）を踏まえ、適切に換算してください。

問 20 連携外国大学の単位を日本の単位に換算する場合、換算後の単位数は整数でないといけないか。

答 国際連携学科等以外の学科等と同様に、整数であることが望ましいと考えます。

問 21 連携外国大学と日本の大学とで受け入れる学生数を等しくする必要はあるのか。

答 必ずしも学生数を等しくする必要はありませんが、自国大学主学生と連携外国大学主学生を同数受け入れることが教育研究環境の面で望ましいと考えます。

(卒業・修了要件)

問 22 卒業・修了要件（修業年限など）は我が国の大学と連携外国大学とで異なる内容を定めてもよいか。

答 国際連携学科等の教育研究が、我が国の大学と連携外国大学とが共通した人材養成の目的の下に行われることに鑑みれば、同一の卒業・修了要件を課す必要があると考えます。

問 23 学位審査は連携外国大学と合同で行う必要があるか。

答 学位審査は連携外国大学と十分に協議をした上で行うべきものであることから、合同で行う必要があると考えます。

(学位)

問 24 学位記は国際的通用性のある言語である英語表記のみでも構わないか。

答 国際連携教育課程制度に基づく学位は、日本語、連携外国大学が所在する国の公用語及び国際的通用性のある第三国の言語のうちいずれを使用するか、多言語併記でも構いません。ただし、記載言語は

協定によって定めることとしてください。

3. 教員組織について

問 25 国際連携学科等の必要専任教員数の基準はどうなっているのか。

答 令和4年8月1日以降に開設される国際連携学科及び国際連携専攻は、いずれも通常の学科又は専攻の必要専任教員数又は必要研究指導教員数に国際連携学科等ごとに1人を加えた人数としています。なお、この基準により算出される教員数は、我が国の大学の教員として就任する者の人数です。(したがって、連携外国大学の教員は含まれません。)

問 26 国際連携学科等の必要専任教員等数について、通常の学科・専攻の必要専任教員等数に1人加える人数としているが、その趣旨は何か。

答 国際連携教育課程の編成や実施のためには、連携外国大学との調整等を専門に行う教員が必要であるため、通常の学科・専攻の必要専任教員に加えて1人の専任教員を置くこととしています。

4. その他

問 27 同一大学内の他の学科等から国際連携学科等に転学科等をさせることは可能か。

答 転学科等を認めることは可能です。なお、元の学科等で修得した単位を我が国の大学の修得単要件の単位として含めることはできますが、転学科等後の国際連携学科等の授業科目の履修に支障が生じないよう、学生に対して十分な履修指導を行うことが重要であると考えます。

問 28 他の大学から国際連携学科等に転学をさせることは可能か。

答 転学をさせることは可能ですが、転学をする前に修得した単位(入学前既修得単位)については、修得単要件の中にも含めることができませんので御留意ください。

問 29 連携外国大学(又は当該連携外国大学の所在国)の制度上、修業年限や単位認定の扱いにおいて我が国の制度と相容れない齟齬が生じる場合、どのようにすべきか。

答 まずは、当該連携外国大学に我が国制度について理解いただき、折り合える方法がないかどうか、十分に検討してください。その上で、我が国の制度において対応が困難であると思われる場合には、個別に御相談ください。

問 30 連携外国大学の教員について、例えば1年更新となっているなど完成年度まで国際連携学科等を担当する教員として従事することが未定であるが、そのような教員を名簿に載せても差し支えないか。

答 差し支えありませんが、国際連携学科等の教育課程を支障なく実施できるよう、事前に連携外国大学と十分な協議をしてください。